

富山県警察山岳遭難救助アドバイザー運用要綱の制定について（例規通達）

近年の山岳地域における観光客や登山者の増加に伴う山岳遭難事故への対応強化が求められていることを踏まえ、富山県警察地域部山岳安全課山岳警備隊（以下「山岳警備隊」という。）が山岳遭難救助現場等において、専門的知識及び経験を有する専門家の知見を効果的に活用するため、「富山県警察山岳遭難救助アドバイザー運用要綱」を別添のとおり制定し、平成30年4月20日から施行することとしたので、実効が上がるよう運用されたい。

別添

富山県警察山岳遭難救助アドバイザー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、登山、救助技術、医療、気象、雪崩等に関する専門的な知識及び経験を有する者について、富山県警察山岳遭難救助アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)に委嘱し、その知見を活用することにより、山岳警備隊が行う救助活動、救助訓練等の山岳警備活動(以下「山岳警備活動」という。)を安全かつ的確に推進することを目的とする。

第2 アドバイザーの委嘱等

1 委嘱要件

警察本部長は、安全かつ的確な山岳警備活動を推進するため必要があると認めるときは、次に掲げる要件を満たす者をアドバイザーとして委嘱するものとする。

- (1) 登山、救助技術、医療、気象、雪崩等に関する専門的な知識及び経験を有すること。
- (2) 山岳警備活動に関して理解を有するとともに、人格及び行動について社会的信望を有すること。

2 委嘱手続

- (1) アドバイザーについては、警察本部地域部山岳安全課長が適任者を選考の上、富山県警察山岳遭難救助アドバイザー推薦書(別記様式第1号)により、警察本部長に推薦するものとする。
- (2) アドバイザーの委嘱は、警察本部長が、前記(1)の推薦に基づき、アドバイザーとして適任であると認める者に対し、委嘱状(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

3 任務

アドバイザーは、山岳警備活動について、専門的な知識や経験等に基づく助言等を行うことを任務とする。

4 任期

アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 解嘱

警察本部長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当した場合、委嘱を解くことができる。

- (1) 辞意の申出があったとき。
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 第2の1に定める委嘱要件に該当しなくなったとき。
- (4) 心身の故障その他アドバイザーとして活動に支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委嘱の必要がなくなったと認められるとき。

6 留意事項

アドバイザーは、任務を通じて知り得た秘密について、外部に漏えいしてはならない。解嘱後も同様とする。

7 その他

アドバイザーによる助言等の基本的な活動は、無償とする。ただし、山岳警備隊員の救助技術や知識の向上を目的とした教養、講習会等における講師謝礼については、1時間につき5,000円を給付するものとする。

第3 アドバイザーの運用

1 平常時の運用

山岳警備隊及び富山県警察本部地域部山岳安全課（以下「山岳安全課」という。）は、平素からアドバイザーと連携し、山岳警備活動に関する必要な助言等を受けるとともに、必要に応じてアドバイザーによる講習会等を開催し、専門分野の教養を受けるものとする。

2 山岳警備活動時の運用

山岳警備隊は、山岳警備活動時において、電話等の通信手段により直接又は間接に現場の状況をアドバイザーに伝え、必要な助言等を受けることができるものとする。

第4 庶務

アドバイザーの運用にかかる庶務は、山岳安全課が処理するものとする。